

## 建築分野における「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要領

### (趣旨)

第1条 建築分野における「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度（以下「本制度」という。）の実施については、「しまね・ハツ・建設ブランド」登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 要綱第4条第2号に規定する県内事業者とは、県内に主たる事業所を有する事業者又は県内に有する製造拠点において当該製品を製造している事業者（島根県及び県内市町村への納税義務を有する者をいう。）をいう。

### (登録申請書)

第3条 要綱第6条第1項の登録申請書は、別記様式第1号とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 要綱第4条第2号に規定する県内事業者であることを証する書面
- (2) 直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面
- (3) その他知事が必要と認める書面

### (登録要件)

第4条 要綱第8条第1項の要件は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第4条第1号に規定する新技術であること。
- (2) 関係法令に適合していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること
  - ① 公共建築工事標準仕様書、建築工事標準仕様書（JASS）、日本産業規格若しくはこれらに類する技術基準に適合しているもの
  - ② 他の公共機関等で既に評価等を受けているもの
  - ③ 大学等との共同研究を行っているもの
  - ④ ①から③と同等の品質を有するものとして知事が認めるもの。
- (4) 概ね3年以上の活用の実績がある等により、その性能・品質が認められるものであること。
- (5) 活用開始から概ね10年を経過しないものであること。

### (登録審査会)

第5条 要綱第7条の規定により知事が設置する審査会（以下「審査会」という。）は、別表1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 審査会に会長を置く。
- 3 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 5 会議の議事は、出席した委員の4分の3以上で決する。
- 6 会長が必要と認めた場合は、審査会に委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。
- 7 会長が必要と認めた場合は、予備審査会において、申請のあった新技術について事前審査を行わせることができる。
- 8 審査にあたっては、申請者によるプレゼンテーションを実施するものとする。
- 9 会長は、土木部建築住宅課長とする。

(予備審査会)

- 第6条 第5条第7項に定める予備審査会は、別表2に掲げる職にある者で構成する。
- 2 予備審査会は、幹事長が招集する。
  - 3 幹事長は、申請のあった新技術について事前審査を行い、審査会にその結果を報告する。
  - 4 予備審査会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。
  - 5 幹事長は、土木部建築住宅課建築物安全推進室長とする。

(建築分野推奨技術の認定)

- 第6条の2 知事は、新技術又は過去に登録を受けた新技術（いずれも、要綱第5条第5項の規定による再度更新の登録を受けたものに限る。）のうち、県内における建築関連産業の活性化や雇用の確保に寄与すると認められるものを、しまね・ハツ・建設ブランド建築分野推奨技術（以下「建築推奨技術」という。）として認定することができる。
- 2 建築推奨技術は、次に掲げる要件を満たしたものとする。
    - (1) 登録を受けた日以降において、一定の活用実績があること。
    - (2) 当該登録後に事故、不具合及びその他トラブル等の発生がないこと又は不具合及びその他トラブル等の発生があった場合、適切に改善されていること。
  - 3 建築推奨技術の認定を受けようとする者は、建築分野推奨技術認定申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。
  - 4 知事は、前項の申請書を受理した場合は、審査会において申請内容の審査をするものとする。
  - 5 知事は、前項の審査において、当該技術が県内における建築関連産業の活性化や雇用の確保に寄与し、第2項に適合すると認められた場合は、「建築分野推奨技術」に認定するものとする。この場合、第5条（第8項を除く。）を準用する。
  - 6 知事は、前項の認定をする場合、認定証（別記様式3号）を申請者に交付するものとする。
  - 7 知事は、当該認定ができない場合は、その理由を付して申請者に通知するものとする。
  - 8 建築推奨技術に認定する技術の取り扱い等は、以下のとおりとする。
    - (1) 「しまね・ハツ・建設ブランド建築分野推奨技術」の標記を使用できる。
    - (2) 建築推奨技術の認定期間は、認定を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(所掌)

- 第7条 この要領に関する事務は、島根県土木部建築住宅課において所掌する。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、本制度について必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は、平成24年12月1日から施行する。  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
この要領は、平成28年1月4日から施行する。  
この要領は、平成30年4月1日から施行する。  
この要領は、令和4年2月18日から施行する。

(別表 1) 登録審査会委員

部局	役職名(7名)
総務部	営繕課長、営繕課調整監
商工労働部	産業振興課長、産業技術センター技術副所長
土木部	技術管理課統括技術専門監
	建築住宅課長、建築住宅課建築物安全推進室長

(別表 2) 予備審査会幹事

部局	役職名(9名)
総務部営繕課	企画GL、建築GL、設備GL
商工労働部産業振興課	総務企画GL
土木部技術管理課	建築担当技術専門監、設備担当技術専門監
土木部建築住宅課	建築物安全推進室長 住宅建設GL、住宅企画GL